

入札監理小委員会における審議の結果報告 建設業取引適正化センター設置業務

建設業取引適正化センター設置業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本業務は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において、新規事業として選定されたものであり、民間競争入札は 1 期目である。

業務内容は、建設工事の請負契約の相談窓口となる「建設業取引適正化センター」を設置して、紛争の解決や防止に向けた助言を行うものである。

民間競争入札前より 1 者応札であり、競争性の確保が課題となっている。

2. 委託業務の内容及びその実施にあたり確保されるべき公共サービスの質に関する事項【資料 7-2：P4～5、P21】

【論点 1】 建設業適正化取引センターの設置場所として指定されている東京 23 区内及び大阪市内について、電話での相談が 9 割以上を占めており、都心でなくても可能であると考えられるため、もう少し設置地域を広げて新規事業者が参入しやすいようにすべき。

【回答 1】 電話相談のみならず、無料相談を実施することを重点事項としており、相談者の利便性のみならず、設置を求めている弁護士及び有識者の利便性を考慮すると、現在の指定が合理的と考えている。

【論点 2】 配置を求められている管理技術者及び常勤職員の「建設業に関する業務の経験」、有識者の「建設業の実務に精通した有識者」という要件について、現在、各々配置されている者は、どのような資格や経験を持っている者を配置しているのかを分かるように記載すべき。

【対応 2】 管理技術者及び常勤職員の「建設業に関する業務の経験」については、「建設業関係団体や建設業許可行政庁における経験」を追記することとし、有識者の「建設業の実務に精通した有識者」については「土木・建築の資格を有するなど建設業の現場実務に精通した者」を追記した。

【論点 3】 建設業適正化センターに多くの相談が来るためには、相談窓口が設置されていることを周知するが重要と考えるが、周知方法の 1 つであるリーフレットの作成について、作成することとしか記載がないので、最低限実施してもらいたい実施方法などを記載すべき。

【対応 3】 リーフレットの配付先の詳細及び建設専門紙への記者発表などを追記し

た。

【論点4】 「相談に対する当日中の回答率が月平均80%を上回る」という質の設定について、新規事業者は難しいという感触をもたれる可能性があるため、当日中の回答として含まれる回答の範囲を明確にすべき。

【対応4】 回答の範囲について、詳細に追記した。

3. その他委託業務の適正かつ確実な実施確保のために契約により受託事業者が講ずべき措置に関する事項等【資料7-2：P12】

【論点1】 弁護士1名を週1回以上勤務させることとしているが、弁護士が相談窓口に来た者から依頼があった場合に、当該依頼を窓口の弁護士が受任することが可能か否かについて、明確にすべき。

【対応1】 弁護士による受任の禁止について追記した。

4. 委託業務を実施する者を決定するための評価の基準に関する事項【資料7-2：P27、P34】

【論点1】 (1) 予定技術者等の経験及び能力に関する事項の「管理技術者」及び「常勤職員」の加点項目である同種業務の「コールセンター等の相談業務の経験」及び準ずる業務の「オペレーター等の窓口案内業務の経験」の記載があるが、そこまでの経験を求める必要性はないのではないか（一般的な相談業務及び一般的な窓口案内業務の経験で足りるのでは）。

【対応1】 「コールセンター等」及び「オペレーター等」を削除することにより、相談業務の経験及び窓口案内業務の経験とすることとした。

【論点2】 加点項目について、人員、基本方針、対応方法及び運営方法など、技術提案書の1つの項目が、複数の項目について加点されるように見えるが、事業者が分かりやすいように書き分けて記載すべき。

【対応2】 技術提案書に合わせ、総合評価基準を対応できるようにし、評価基準を同じ項目を複数の評価項目で加点点評価しないように見直した。

5. パブリックコメントの結果と対応について

平成27年11月26日から12月3日まで意見募集を行ったところ、寄せられた意見等はなかった。

以上